

## 静岡県告示第615号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中「島田掛川信用金庫大東南支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社厚木支店の項所在地の欄中「2丁目1番18号」を「3丁目13番4号」に改める。

2の(3)のエの表島田掛川信用金庫大東南支店の項を削り、同表浜松磐田信用金庫今之浦支店の項所在地の欄中「今之浦四丁目5番地20」を「中泉一丁目2番地1（磐田本店営業部内）」に、同表浜松磐田信用金庫西支店の項「天竜1107番地1」を「上岡田1023番地1（岡田支店内）」に改める。

### 附 則

この告示は、次の各号に規定する日から施行する。ただし、浜松磐田信用金庫西支店に係る改正規定は、公示の日から施行し、改正後の静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定は、令和3年7月5日から適用する。

- (1) 島田掛川信用金庫大東南支店に係る改正規定 令和3年7月9日
- (2) スルガ銀行株式会社厚木支店に係る改正規定 令和3年7月12日
- (3) 浜松磐田信用金庫今之浦支店に係る改正規定 令和3年7月19日